

千葉県相談支援従事者研修事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とした相談支援従事者研修事業実施要綱（平成18年4月21日障発0421001厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知。以下「国実施要綱」という。）に規定する研修のうち、相談支援従事者現任研修の実施について、国実施要綱に基づき必要な事項を定める。

第2 実施主体

実施主体は、千葉県相談支援従事者研修実施事業者指定事務取扱要綱（令和5年3月13日付け障事第2013号）に基づき千葉県知事（以下「知事」という。）が指定する研修事業者（以下「指定研修事業者」という。）とする。

第3 研修の内容

指定研修事業者は、次に掲げる研修を行う。また、研修を実施するに当たっては、受講者に対し人権の尊重について理解させるように努めなければならない。

1 相談支援従事者現任研修

(1) 研修対象者

指定相談支援事業所等において相談支援業務に従事しており、一定の経験を有する者。具体的には初回の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること、2回目以降の現任研修では、過去5年間に2年以上の相談支援の実務経験があること又は現に相談支援業務に従事していることを研修の受講要件とする。

なお、旧カリキュラム受講者は初回受講時については、上記の要件を求めないこととする。

（注）旧カリキュラム受講者とは、令和2年4月1日前5年間に於いて、相談支援従事者現任研修、主任相談支援専門員研修又は相談支援従事者初任者研修を修

了した者である。

(2) 研修カリキュラム

標準的な研修カリキュラムは、別表のとおりであり、この内容以上のものとする。
また、国が行う相談支援従事者指導者養成研修（以下「国指導者養成研修」という。）
を修了した者を中心として実施する。

第4 研修の実施期間

指定研修事業の実施期間は、原則知事が指定した日から1年間以内とする。

ただし、災害、感染症その他により指定研修事業者の責に帰すことができない事由が生じた場合には、その限りでない。

第5 情報の開示

指定研修事業者は、研修受講者に研修内容等を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした実施要領等を定め、公開すること。

- 1 開講目的
- 2 研修事業の名称
- 3 実施場所
- 4 研修期間
- 5 研修カリキュラム
- 6 講師氏名
- 7 研修修了の認定方法
- 8 開講時期
- 9 受講資格
- 10 受講手続（募集要領等）
- 11 受講料等

第6 事業実施責任者等

1 事業実施責任者

指定研修事業者は、研修を実施するに当たり、事業実施責任者を選任するものとする。

事業実施責任者は、指定研修事業者に所属し、国指導者養成研修の修了者、又は県が

これまで実施した国実施要綱に規定する相談支援従事者研修の実施に係る企画・運営において指導的役割を担った経験を有する者をもって充て、指定研修事業の企画・運営に係る事務を指導的に担うとともに、県が運営する研修事業ワーキングチームの会議に参加しなければならない。

2 コアメンバー

指定研修事業者は、事業実施責任者を補佐し、カリキュラム・教材の作成等に従事する者（以下「コアメンバー」という。）を配置することができる。

コアメンバーは、国指導者養成研修、相談支援従事者主任研修又は現任研修の修了者、若しくは県がこれまで実施した相談支援従事者研修の実施に係る企画・運営を担った経験を有する者をもって充てるものとする。

第7 講師等

講師及びファシリテーター（以下「講師等」という。）は、相談支援従事者主任研修又は現任研修の修了者、若しくは県がこれまで実施した相談支援従事者研修における講師等の経験を有する者を充てるものとする。

第8 研修教材

- 1 研修で用いる教材については、研修課程を適切かつ効果的に実施する上で、相当と認められるものとする。
- 2 指定研修事業者は、教材を研修で用いる前に県による確認を受けなければならない。
- 3 県は、前項の確認に際し、必要に応じて指示又は助言を行うものとする。

第9 受講料等

- 1 指定研修事業者は、指定研修事業の実施に要する経費について、受講料をもって充てるものとする。
- 2 指定研修事業者は、指定研修事業の公益性に鑑み、受講料が適正な額となるよう算定しなければならない。

第10 修了の認定

指定研修事業者は、受講者が研修の全課程を修了したことを確認することにより、研修の修了を認定するものとする。

第11 修了証書の交付

- 1 指定研修事業者は別紙様式により、研修修了者に対して修了証書を交付するものとする。
- 2 修了証書については、次に相談支援従事者現任研修を修了すべき期日を記載するものとする。

第12 研修修了者名簿の管理等

- 1 指定研修事業者は、研修修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名、生年月日、連絡先等必要事項を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するとともに、作成後遅滞なく知事に提出するものとする。
- 2 知事は、指定研修事業者から提出された名簿を個人情報として十分な注意を払った上で、県の責任において一元的に管理するものとする。
- 3 県は、研修修了者から、修了証書の破損、亡失等による修了証明書の発行の依頼があった場合は、これに応じるものとする。

第13 関係書類の保存

指定研修事業者は、実施した研修に関する書類（出席簿、カリキュラム、経理書類等）を5年間保存しなければならない。

第14 秘密の保持

- 1 指定研修事業者は、事業実施により知り得た受講者に係る個人情報については適正に管理し、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用してはならない。
- 2 指定研修事業者は、受講者が演習において知り得た個人情報を、みだりに他人に知らせ、また、不当な目的に使用することのないよう受講者に指導するなど、必要な措置を講じなければならない。

第15 実施上の留意点

1 研修日程等

- (1) 研修の時間帯、曜日については、受講者が受講しやすいよう適宜配慮するものとする。また、必ずしも連続して行う必要はなく、カリキュラムに関しては適宜分割す

るなどすることは差し支えない。

- (2) 研修受講者の募集を行うに当たり、受講が必要な者の現任研修等修了年度を募集要領等に明記するなど、受講漏れが生じないよう適切な措置を講ずるものとする。

2 その他

指定研修事業者は、障害のある受講者に対して、研修会場及び宿泊施設等の配慮を行うよう努めるものとする。

第16 その他

この要綱に定めるもの以外については、別途知事が定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年3月13日から施行する。

「相談支援従事者現任研修」標準カリキュラム

科目	獲得目標	内容	時間数
1 障害福祉の動向に関する講義（1.5時間）			
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状	障害者総合支援法等に関する最新の動向、障害児者及びその家族等の地域生活を支援していくに当たって、関連する制度等を理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 障害者総合支援法等の改正等の状況やその他関連施策の最新の動向に関する講義を行う。 介護保険制度の対象となった障害者に適切な支援を提供するために必要な制度等の知識について講義を行う。 	講義 1.5時間
2 相談支援の基本姿勢及びケアマネジメントの展開に関する講義（3時間）			
本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法	相談支援の基本姿勢等を再確認するとともに、個別の相談援助技術と地域援助技術の役割とそのつながりについて理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 本人を中心とした支援における個別の相談支援の基本姿勢（①共生社会の実現（ノーマライゼーションからソーシャルインクルージョン）、②自立と社会参加、③当事者主体（本人中心支援）、意思決定の配慮、④地域における生活の個別支援、⑤エンパワメントなど）について再確認するとともに、ミクロ及びメゾレベルからマクロレベルに焦点を当てた視点等を含む地域を基盤としたソーシャルワークの理論と実践方法について講義を行う。 障害の理解に当たっては社会モデルを基本とすること、医学モデルの位置付けを実践の振り返りから確認する。 基本的視座として、本人の生活の場で展開される援助、援助対象の拡大、予防的かつ積極的アプローチ、多職種連携（チームアプローチ）、ネットワークなどについて解説する。 具体例として、（自立支援）協議会を活用した個別事例の支援からの地域課題の把握、課題の共有、課題解決に向けた地域づくりや資源開発のための協議、地域への働き掛けや政策的な提言に至る一連のプロセスと相談支援専門員の役割について解説する。 	講義 3時間
3 人材育成の手法に関する講義（1.5時間）			
実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法	相談支援専門員の人材育成方法としての経験から学ぶ省察的思考の重要性について理解する。具体的な実施方法として実践研究及びスーパービジョンの理論と方法について理解する。	<ul style="list-style-type: none"> 実践に基づいた事例研究（実践研究など）による経験から学ぶ省察的思考の重要性とその効果を高めるスーパービジョンの役割について講義を行う。 実践研究の理論と方法について理解するための講義を行う。実践研究の具体的な意義と目的として、①実践例を深める、②実践を体験する、③援助の質を向上させる、④援助の原則を導き出す、⑤実践を評価する、⑥連携のための援助感や援助 	講義 1.5時間

		方針を形成する、⑦援助者を育てる、⑧組織を育てる等について解説する。また、実践研究の基本的プロセスと留意事項について解説する。 ・人材育成におけるスーパービジョンの理論と方法について理解するための講義を行う。(教育、支持、管理の各機能についての解説及び個別、グループ、ライブ、ピア、セルフ等の実施方法とその長所・短所等について解説する。)	
4 相談支援に関する講義及び演習 (18時間)			
個別相談支援とケアマネジメント	本人を中心とした個別の相談支援の実践に必要な相談支援の技術について説明できる。 自身の個別の相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気付く。 個別の相談支援の実践例を振り返り、検討することで個別相談支援の能力の向上を図る。	・個別の相談支援における関係性の理解、自己尊重などについての自己覚知を行い、①信頼関係の構築、②意思決定(本人を中心とした支援)、③モニタリングの機能について再確認し理解を深めるための講義を行う。 ・上記講義を踏まえ、自身による個別の相談支援の実践についての振り返り及び自己評価を行う。自己評価により維持・向上すべき技術等についての気付きを得る。自己評価を他者と共有することにより気付きの幅を広げる。 ・各受講者の相談支援実践例を活用し実践研究を行う。実践例の支援経過に対して、①本人の意向が明確になり優先されているか、②本人の言葉の意味の吟味ができているか、③支援者の都合が優先されていないか、④多職種連携が適切に図られているか、⑤既存の社会資源だけで調整されていないか、⑥結論に誘導するような支援になっていないか等について、自己評価を含め、総合的な視点で検討する。	講義及び演習 6時間
相談援助に求められるチームアプローチ(多職種連携)	他の多様な職種に対する理解・尊重に基づいてチームを組織し、円滑に機能させるための技術の向上を図る。	・利用者及びその家族の支援に対し、チームアプローチの意義を再確認するとともに、チームマネジメントの技術を向上させるための講義を行う。 ・上記講義を踏まえ、自身によるチームアプローチの実践についての振り返り及び自己評価を行う。自己評価により維持・向上すべき技術等についての気付きを得る。自己評価を他者と共有することにより気付きの幅を広げる。 ・各受講者の相談支援実践例を活用し実践研究を行う。実践例の支援経過に対して、チームアプローチに際し、チームを組成する各種の専門性と各々に求められる役割を理解するとともに、チームにおける相談支援従事者の役割を理解し、利用者	講義及び演習 6時間

		<p>の意思決定に配慮したチーム運営において想定される課題や対応策を含め、チームを円滑に機能させるために必要な知識・技術を向上させるための協議を行う。</p>	
<p>地域をつくる相談支援（コミュニティワーク）の実践</p>	<p>地域をつくる相談支援の実践に必要な価値、知識、技術について理解を深める。 自身の地域をつくる相談支援実践について振り返り、維持・向上すべきことに気付く。 地域を作る相談支援の実践例を活用し検討することで地域援助の能力を獲得する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の個別のニーズから地域課題を見出し、地域課題の解決に向けて、利用者個人を支える地域をつくるための地域への働き掛けや地域支援ネットワークの構築と活用方法の理解を深めるための講義を行う。 ・上記講義を踏まえ、自身による地域をつくる相談支援の実践についての振り返り及び自己評価を行う。自己評価により維持・向上すべき技術等についての気付きを得る。自己評価を他者と共有することにより気付きの幅を広げる。 ・各受講者の相談支援実践例を活用し実践研究を行う。実践例の支援経過に対して、①地域課題が個別の支援から見出されているか、②地域の特性が把握されているか、③課題が明確化されているか、④課題の地域の中で共有がなされているか、⑤課題解決の優先順位が明確か、長期、短期の目標が設定されているか、⑥誰が何を担うかなど具体的計画が策定されているか、⑦既存の社会資源を十分に活用できているか⑧欠けている社会資源について政策提言など社会行動が出来ているか⑨計画の達成度や自身の活動について評価出来ているか等について総合的な視点で検討する。 ・障害のある相談支援従事者との連携体制の必要性と連携意義について具体的に検討する。 	<p>講義及び演習 6時間</p>
合計			24時間

別紙

第 号

修 了 証 書

氏 名

生年月日

あなたは、こども家庭庁及び厚生労働省の定めるところにより当該研修事業者が千葉県知事の指定を受けて行う（指定を受けた研修の名称）を修了したことを証します。

(年号) 年 月 日

(指定された事業者名)

(代表者職氏名) 印